

令和7年度 第1回
赤穂市上下水道事業在り方検討委員会
会議録

赤穂市上下水道部

令和7年度 第1回赤穂市上下水道事業在り方検討委員会 会議録

1. 日 時 令和7年7月15日（火） 13：30～14：55
場 所 赤穂市役所6階 大会議室

2. 出席者

(1) 委員

瓦田沙季、渡部守義、目木敏彦、清山美千子、家根次代、笹倉明王、山根一正、
中田登茂子

(2) 事務局

山田上下水道部長、今井総務課長、沼田水道課長、山家下水道課長、
林総務課総務係長、児島総務課下水道担当係長、金谷水道課給水係長、
松本水道課給水係長、原田水道課浄水係長、丑田下水道課施設係長、
久保下水道課工務係長

3. 議題及び協議事項

(1)開会

(2)委員長あいさつ

(3)報告事項

①下水道使用料の改定について

②令和7年度当初予算概要について

(4)その他

議事の経過及び要領 (午後 1 時 30 分開始)

事務局	<p>ただいまから、第 1 回赤穂市上下水道事業在り方検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、市長より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
牟禮市長	<p>皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、また暑い中にも関わらずご出席いただきありがとうございます。委員の皆様には、平素より上下水道事業に対しまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。</p> <p>昨年の 10 月にご回答をいただきましたが、その後、自治会の方への説明を行い、2 月定例会において下水道使用料を改定する議案を提出し、議決をいただきました。本年 9 月よりご回答に沿って下水道使用料を改定させていただくことになりました。</p> <p>ご回答の中では、低所得者等々な方にも配慮すべきであるということでありましたので、従量使用料単価 15 円の改定に対して、当面は 10 円の改定とさせていただき、不足する残り 5 円分は一般会計から支出するということにさせていただきました。</p> <p>下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。設備投資や更新も円滑にしないといけませんので、今回の改定は必要不可欠なものであったと考えております。</p> <p>今後とも、下水道事業をはじめ上下水道事業の経営改善に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、委員の皆様にも引き続き適切なご意見、ご指導を賜りたく思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>市長は別の公務がありますので、ここで退席いたします。</p> <p>(市長退席)</p> <p>ここで、新たに委員になられました方をご紹介いたします。赤穂市自治会連合会から推薦いただきました山根一正様でございます。連合西部地域協議会から推薦いただきました 笹倉明王様でございます。これまでには、赤穂市自治会連合会からは奥谷昭博様、連合西部地域協議会からは井上昭彦様に委員を務めていただきましたが、それぞれの団体での役職を退任されたことに伴い、委員を交替することとなりました。</p> <p>お二方につきましては、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、新しく委員になられたお二方に、他の委員の皆様をご紹介いたします。</p> <p>(簡単に自己紹介)</p>

	<p>なお、本日は、小林委員、平林委員から所用のため欠席する旨をお聞きしておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、事務局職員の紹介をいたします。 (簡単に自己紹介)</p> <p>それでは、これから議事進行につきましては、瓦田委員長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>初めての方もおられますので、簡単な自己紹介をさせていただきます。</p> <p>兵庫県立大学の社会科学研究科の瓦田と申します。公営企業会計を主に研究している関係で委員長を務めさせていただいております。</p> <p>昨年、委員の皆さんにご協力いただきながら、最後に答申をまとめることができ、議会の議決も終え、下水道使用料の改定を行うこととなりました。なんとか我々の役目が1つ果たせたかなと思います。</p> <p>今年1月に埼玉県八潮市で大きな事故があり、各自治体では上下水道施設や管路の点検などが行われているところだと思います。</p> <p>我々の方で、昨年、答申をまとめあげましたが、上下水道の1番の目的は、やはり安心安全なサービスの提供であり、将来にわたって市民そして市内の事業者に対してサービス提供していく、それが一番の目的だと思います。その中で、下水道使用料の改定や経営の改善はあくまで、その目的を果たすための手段の1つであると理解しております。</p> <p>これからも、この在り方検討委員会で、経営の状況などをお聞きし、適切な意見を申し上げていきたいと思います。引き続き、委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。以上、挨拶とさせていただきます。</p> <p>ここから議事にうつりたいと思いますが、本日の会議ですが、委員会規程に基づき、会議の冒頭から傍聴を認めたいと思いますが、本日は傍聴者はいらっしゃらないということですから、引き続き、会議を進めさせていただきます。</p> <p>本日の委員会は、委員10名のうち8名が出席されております。委員会規程第5条第2項の規定に定める委員の半数以上が出席されているため、本委員会は成立していることを認めます。</p> <p>続きまして、会議録の署名委員の指名を行いたいと思います。</p> <p>本日の会議録署名委員に、日木委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項の方に入りたいと思います。</p> <p>本日の報告事項ですが、1点目の「下水道使用料の改定について」、2点目の「令和7年度当初予算概要について」、事務局の方でご説明をお願いしたいと思い</p>

	<p>ます。</p> <p>事務局 それでは、「下水道使用料の改定について」説明させていただきます。本編資料と別紙①「議案書抜粋」を使いながらご説明します。まず、本編資料 3 ページをご覧ください。</p> <p>昨年、令和 6 年 10 月 17 日に下水道使用料改定案を市長に答申していました。この改定案を基にした下水道使用料改定議案を、令和 7 年 2 月開会の赤穂市議会第 1 回定例会に提出しました。この時の議案書が、別紙①となります。</p> <p>別紙①を開いていただきますと、88 ページが「第 45 号議案 赤穂市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」、次いで 90 ページが「第 46 号議案 赤穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」となっています。</p> <p>「下水道」と一口に言っても様々な種類があります。漁業の盛んな地域では「漁業集落排水処理施設」、林業の盛んな地域では「林業集落排水処理施設」がありますし、大きな河川沿いの複数の自治体による「流域下水道」というのもあります。近隣では、揖保川のあるたつの市を中心に「流域下水道」を経営しております。赤穂市では、「公共下水道」と「農業集落排水処理施設」を経営しておりますので、下水道使用料の改正をするためには、「下水」と「農集」の条例を改正する必要があります。</p> <p>今回の改正では、各条例の別表が改正の対象となりました。新旧対照表が別紙①159 ページと 160 ページにありますのでご参照ください。</p> <p>議案は、この在り方検討委員会の答申どおりの改定額となっております。赤穂市は、水道料金と下水道使用料は 2 か月毎の請求となっており、これまでの在り方検討委員会での協議でも 2 か月表記で行っておりましたが、条例は 1 か月表記となっておりますので、この点はご注意ください。</p> <p>本年 2 月からの赤穂市議会定例会の審議を経て、3 月 12 日に答申書どおり下水道使用料を改正する議決を受けております。</p> <p>この条例改正には、3 点の付則が付されています。別紙①89 ページと 91 ページをご参照いただき、この付則について簡単に説明いたします。</p> <p>本編資料の 4 ページをご覧ください。付則の 1 点目「この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。」</p> <p>改正された条例は、9 月 1 日から施行され、下水道使用料については、9 月 1 日から新体系に移行することとなります。議決から施行までの半年間は、料金システムの改修や住民・事業者への周知を行う期間として設けております。住民等への具体的な周知方法については、別紙②の資料になります。</p> <p>まず、1~2 ページは「広報あこう」4 月号の「予算特集」ページに掲載した記事となります。</p>
--	---

3 ページは「広報あこう」5月号に掲載した記事となります。

4~17 ページは、赤穂市ホームページに掲載している内容となっています。さらにLINEでも下水道使用料改正のお知らせを行いました。ただ、「広報あこう」は自治会に加入している世帯には全戸配布されますが、自治会に加入されていない方や一時的に赤穂市に居住している学生や単身赴任の方などは、広報などを見る機会も少ないと思いますので、18~19 ページのようなチラシを作成し、住民票のある世帯、ない世帯、事業所などすべての多くの方の目に留まるように全戸配布しているところです。6 月からポスティングを開始し、現在も配布しているところです。

料金システムについては、現在、改修中であり、9月1日より移行できるよう作業を進めているところです。

本編 5 ページに戻っていただきまして、付則の 2 点目「この条例の施行の日以後最初に認定した排除汚水量は、各日均等に排除されたものとみなし従量使用料を日割により計算する。」とありますが、本編 5 ページの従量使用料の切り替えイメージを見ていただき、「偶数月請求の地区」を例にご説明したいと思います。

偶数月請求の場合、奇数月が検針月となり、仮に前回検針日を 7 月 10 日とすると、次回検針日は 9 月 10 日になります。実際は、天候や休日の関係で、検針日が数日前後することがありますが、ここではちょうど 2 か月後に検針したと仮定します。9 月 1 日より新料金となりますので、7 月 10 日~8 月 31 日までは旧体系の使用料、9 月 1 日~9 月 10 日までは新体系の使用料となります。7 月 10 日~9 月 10 日までを、実際は 62 日ですが、分かりやすいように 60 日と換算すれば、50 日間が旧使用料、10 日間が新使用料となります。9 月 10 日に検針し、7 月 10 日~9 月 10 日の使用水量が仮に 60 m³とすれば、 $60 \text{ m}^3 \times 50 / 60 \text{ 日} = 50 \text{ m}^3$ を 7 月 10 日~8 月 31 日までの使用水量と認定します。同じく、 $60 \text{ m}^3 \times 10 / 60 \text{ 日} = 10 \text{ m}^3$ を 9 月 1 日~9 月 10 日の使用水量と認定します。

このように使用水量を日割計算した形で、使用料を計算します。従いまして、9 月以降の下水道使用料は、旧使用料と新使用料が混在する状況が生じることになります。

本編 6 ページをご覧ください。付則の 3 点目「改正後の赤穂市下水道条例別表の規定にかかわらず、施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの排除汚水量に係る使用料については、同表に定める従量使用料の各区分の額からそれぞれ 5 円を控除して得た額とする。」

市長挨拶にもありましたが、近年の物価高などを考慮し、改正額については答申書どおりですが、特例期間として、令和 7 年 9 月 1 日~令和 9 年 3 月 31 日までは、従量使用料単価をマイナス 5 円することとしました。

従量使用料単価をマイナス 5 円にすることによって、下水道事業としては下水

道使用料収入が減収することとなります。その減収分については、一般会計から補填を受けることとなっており、下水道会計への影響はありません。

これは、「福祉施策及び産業振興施策等の観点から、低所得世帯や中小事業者に対する水道料金及び下水道使用料の負担軽減対策について、一般会計において検討、実施されることを要望する。」とありました答申書の附帯意見に基づいて実施するものです。

以上が、下水道使用料の改定についての説明となります。

続きまして、「令和7年度当初予算概要について」ご説明いたします。

まずは、水道事業から説明いたします。本編8ページをご覧ください。

8ページは、水道事業の収益的収支を整理したものとなります。結論から申し上げますと、当初予算段階では、令和7年度は約1億3,000万円の単年度赤字を見込んでいます。令和6年度当初予算では、約8,700万円の単年度赤字を見込んでいましたので、予算ベースでは収支が悪化する見込みとなっています。やはり、水道料金収入を中心とした営業収益が、人口減少等の影響から年々減少傾向にあることが要因となっています。

次の9ページは、資本的収支を整理したものになります。資本的収支は、将来への投資という意味合いがありますので、基本的には収入が支出を上回ることはありません。収支不足分についてはこれまでの内部留保分で補填することとなります。しかし、8ページでご説明したように、水道事業の経営は厳しくなっていくことが予想されます。これまで黒字経営で推移してきましたので、直ちに経営難に陥ることは考えられませんが、内部留保できにくい状況になっていくことが危惧されます。

なお、別紙③に参考資料として、水道事業の当初予算書をご用意いたしました。縮小コピーしておりますので、一部文字や数字が小さくなつて見にくく箇所があるかもしれません、ご容赦ください。

参考までに、令和6年度の水道事業の決算状況について簡単にご紹介いたします。議会への報告もまだですので、あくまでも速報値として口頭でのご説明となりますこと、ご了解いただければと思います。

令和6年度の水道事業の決算は、約1,500万円の単年度赤字となりました。資料の8ページでは、令和6年度の当初予算段階では、約8,700万円の赤字を見込んでいましたが、最終的には赤字幅は縮小しております。収入は、概ね当初予算どおりでしたが、支出をある程度抑えることができたことによるものです。

令和6年度の決算書については現在作成中でございますので、本日配布することはできませんでした。完成した際には、お渡ししたいと思います。

次に、下水道事業についてご説明します。本編10ページをご覧ください。

10ページは、水道事業と同様に収益的収支を整理したものとなります。結論か

ら申し上げますと、当初予算段階では、令和7年度は約7,200万円の単年度赤字を見込んでいます。令和6年度当初予算では、約1億6,000万円の単年度赤字を見込んでいましたので、予算ベースでは下水道使用料を改定したことにより、収支が改善する見込みとなっています。しかし、これまでの在り方検討委員会では、経費回収率が議論の中心となっていました。今回の改定では70%台だった経費回収率が80%台に改善する見込みではありますが、独立採算を達成するためには、今後の経営状況を引き続き注視していく必要があります。

ちなみに使用料改定でどのくらい増収が見込まれるかといいますと、令和7年度は、従量単価マイナス5円分の一般会計からの補填分を加えて、約7,000万円を見込んでいます。令和7年度は9月からの改定となります。当初から新使用料となる令和8年度では、1億5,000万円程度の増収を見込んでいます。

11ページは資本的収支を整理したものになります。9ページの水道事業の資本的収支のページにも記載がありますが、建設改良費の内訳として、今年度実施予定の工事や委託業務を記載しています。これらの工事については、令和6年度に実施した工事と併せて、この後、ご紹介したいと思います。

令和6年度の下水道事業の決算は、約1億円の単年度赤字となりました。10ページでは、令和6年度の当初予算段階では、約1億6,000万円の赤字を見込んでいましたが、最終的には赤字幅は縮小しております。水道事業と同様に、支出をある程度抑えることができたことによるものです。

続きまして、令和6年度に実施した主な更新事業について説明させていただきます。

本編13~18ページをご覧ください。水道事業が令和6年度に実施した主な更新事業5件をご紹介いたします。

①配水管改良工事

赤穂市では災害時の救護施設となる病院へ繋がる管路や漏水が頻発している管路などを優先的に順次更新しているところです。令和6年度は御崎地区と南野中地区の改良工事を行い、約850mの水道管を更新いたしました。

②原水源地紫外線処理設備工事

赤穂市北部にある原水源地は、昭和52年に築造され48年が経過し、施設や機械設備が経年劣化していることから、将来にわたり安全安心な水道水を供給するため、国の補助事業を活用した紫外線処理施設の整備と併せて、施設の建替え工事を令和6年度~7年度にかけて行っています。令和6年度は、建物の基礎となる鋼管杭及び紫外線処理装置など機器の製作を実施しました。

③北野中浄水場ろ過池整備工事

北野中浄水場では、木津水源地において千種川から取水した伏流水を凝集沈殿処理後、ろ過池において急速ろ過する浄水処理を行っています。

ろ過池の砂は、ろ過過程で発生するゴミ等の堆積による目詰まり防止のため、

逆洗と呼ばれる洗浄を定期的に行っており、それにより砂が摩耗し小さくなっています。また、摩耗して小さくなったらろ過砂は、逆洗を行った際にゴミ等と一緒に排出され徐々に目減りし、粒度にバラツキが生じます。ろ過層の粒度のバラツキにより、ろ過の性能に影響を及ぼすことを防止するため、急速ろ過池 2 系No.9 からNo.16 号池のろ過砂を再整備しました。

④木津水源地坂越送り送水ポンプ取替工事

木津第 1 水源地には、水道水を供給する送水ポンプが 7 基あり、そのうちの 2 基が坂越地域へ送水するためのポンプとなっています。

ポンプの耐用年数は約 10 年から 15 年となっていますが、当該施設のNo.1 送水ポンプは平成 4 年に設置してから 32 年が経過しており、経年劣化による異常振動が発生していたことから更新工事を実施しました。

⑤北野中浄水場中央監視装置更新概略設計業務委託

北野中浄水場中央監視室では、市内にある水源地、加圧所及び配水池の運転状況を 24 時間監視し、主要水道施設の遠隔操作を行っています。

中央監視装置は、本市の水道施設を管理する大変重要な施設であり、昭和 54 年に設置して以降、適宜修繕を重ねてきましたが、経年劣化による更新が必要な時期を迎えています。本設備を更新するにあたり、将来を見据え、導入すべき最適な遠方監視制御方式と通信回線、また、それに付随する設備を検討し、基本設計をまとめました。今年度は本格的な設計を実施し、複数年かけて整備していく予定です。

次に、下水道事業が令和 6 年度に実施した主な更新事業の説明をいたします。本編 19~23 ページになります。

①汚水中継ポンプ場外機械設備工事

施設の健全化を図るため、定期点検の結果により更新等の対応が必要とされた、清水谷第 1 中継ポンプ場のポンプ設備や下水管管理センターの電動弁等の更新を行いました。

②マンホール中継ポンプ場機械電気設備工事

周世地区の汚水処理施設は、平成 5 年に供用開始されてから 31 年が経過し、周世第 4 中継ポンプ場において、機械電気設備の劣化に対応するため、ポンプ設備や配管類といった機械設備と、ポンプ制御盤や水位計などの電気設備の更新を行いました。

③有年原地区マンホールポンプ場機械電気設備機能強化工事

有年原地区の汚水処理施設は、平成 7 年に供用開始されてから 29 年が経過し、施設の経年劣化が進行しています。公共用水域の水質保全のため、有年原地区的マンホールポンプについて、機械電気設備の更新を行いました。

④浜田中継ポンプ場耐震診断業務委託

浜田中継ポンプ場は、昭和 58 年に供用開始されており、40 年が経過していま

	<p>す。そのため、経年劣化に伴う施設全体の更新が必要となります、併せて耐震化等を図るため、建築構造物や土木構造物の耐震診断業務を実施しました。</p> <p>続きまして、令和7年度実施予定の主な更新事業について説明いたします。まず水道事業について、説明させていただきます。本編25~28ページをご覧ください。</p> <p>①原水源地紫外線処理設備工事</p> <p>先程、令和6年度実施事業でご説明したように、当該施設は2年かけて実施する予定としています。</p> <p>令和6年度は、建物の基礎となる鋼管杭及び紫外線処理装置などの機器を製作し、現在は、水質管理棟及び紫外線処理棟の築造工事行っているところです。</p> <p>②北野中浄水場中央監視装置外更新詳細設計業務委託</p> <p>令和6年度に実施した概略設計を踏まえて、今年度は詳細設計を実施いたします。また、各水道施設間を繋ぐNTT専用回線が、令和11年3月末をもってサービスを終了する予定となっていることから、同装置及び各水道施設間通信機器の更新計画策定と合わせて通信方式の決定を行う必要があります。</p> <p>③北野中浄水場送水ポンプ更新詳細設計業務委託</p> <p>北野中浄水場には、木津水源地において千種川から取水した伏流水や井戸水を浄水処理しており、水道水を中央配水池や隧道配水池へ送水するためのポンプが7基あります。ポンプの耐用年数は約10年から15年となっていますが、設置から50年近く経過したポンプもあり、今後適宜更新を行っていく必要があります。これらのポンプの更新に当たり、高効率機器への更新及び機器のスリム化等の検討を行うため、詳細設計業務を実施します。</p> <p>次に、下水道事業について、説明させていただきます。本編29~31ページをご覧ください。</p> <p>①小規模処理場遠方監視設備整備工事</p> <p>福浦処理場、はりま台処理場、古池処理場、大泊処理場及び小島処理場は無人施設で、赤穂下水管理センターで24時間監視制御を行っています。</p> <p>各施設の遠方監視設備は設置から20年以上経過していることや、現システムで利用しているNTTの専用回線サービスが、令和10年度に終了することから、更新に合わせ、通信方式の変更を行う工事を、令和7年度から8年度にかけて実施します。</p> <p>以上が、事務局からの報告事項の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から(1)下水道使用料の改定について、(2)令和7年度当初予算概要について</p>

	<p>報告いただきましたが、ご質問のある方は挙手でお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方で質問させていただきます。</p> <p>別紙③35 ページの水道事業の令和7年度予算の収益的収支についてお聞きします。営業収益が前年度に比べて約6,000万円減になるという見込みですが、主に「その他営業収益」が大きく減となっている関係かと思いますが、具体的に減となった内容を教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>令和6年度につきましては、物価高騰といった観点から、4月・5月請求の水道料金の減免を実施し、減免による水道料金の減収となった部分については、一般会計より一般会計補助金という形で補填を受けています。</p> <p>一般会計補助金は、令和6年度は「その他営業収益」に計上されていましたが、令和7年度については、水道料金の減免予定はありませんので、今年度予算には一般会計補助金は計上していないため、「その他営業収益」が大きく減少しています。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>営業収益の給水収益についても減となっていますが、人口減少の影響もあり収益が減っていることが予測されるのですが、減少しているスピードというのは過去と比べて、大きく変わっていないと理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり人口の減少の影響は大きいと思いますし、1世帯あたりの使用水量についても減ってきていますので、一般市民や中小企業の水道料金収益については、年々確実に減少しています。</p> <p>また、本市の瀬戸内海沿岸には多くの工場があり、それらの工場の使用水量の増減によって、水道料金収益が大きく左右されるところではあります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員の皆さんからご質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>水道料金収益のうち一般市民と企業の割合はどのくらいなのか教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>予算書35ページに水道料金の内訳説明として、一般用と特定事業用と記載しております。一般用は一般家庭や中小事業者、特定事業用は1か月あたり3,000m³以上の水道を使用する事業者になりますので、一般の方と大企業としては、このような形で区別させていただいております。</p>

委員	中小企業は一般用に区別されているということでしょうか。
事務局	はい。給水申し込みに当たっては、一般家庭や事業所といった区分はしていません。
委員長	他の委員の方はいかがでしょうか。
委員	下水道事業ですが、下水道使用料の改定に伴うマイナス 5 円の部分は一般会計より補填されるということですが、それには上限額はなく、一般会計より全額補填されるということでしょうか。
事務局	はい。一般会計からは、マイナス 5 円で計算した場合とマイナス 5 円しなかつた場合の下水道使用料の差額全額を補填するという話をいただいております。
委員長	他の委員の方はいかがでしょうか。
委員	この度、黄色いチラシで「下水道使用料の改定について」のお知らせが全戸配布され、広報だけではなかなかきちんと見ないですが、1 件 1 件配っていただいて、よく分かりましたとの市民の声を聞いております。
委員長	引き続き、今後も分かりやすい周知の方をお願いしたいと思います。
事務局	非常に配り甲斐のあるお言葉です。ありがとうございます。
委員長	他の委員の方はいかがでしょうか。
委員	緊急性のある改修工事は、全て予算計上に挙げられているのでしょうか。予算が付かず、後回しになっているような工事はないのでしょうか。
事務局	下水道につきましては、予算の範囲内で、優先順位をつけて工事を行っております。先延ばしが可能な工事は先延ばししたり、執行残を活用して工事を実施するなどしております。
事務局	水道につきましては、緊急性のある工事といえば、やはり漏水に関するものになりますが、これについては速やかに復旧工事を行っております。それ以外に経年劣化が進んでいる水道施設がたくさんありますが、優先順位をつけて順次、更新工事を実施しているところであります。

委員	配水管についてはどのくらいの距離を更新する必要があるのでしょうか。
事務局	本市の水道管の総延長は約 330km で、そのうち耐用年数 40 年を過ぎた管は約 150km あり、その中でも、特に古い管路や病院に繋がる重要な管路、漏水が多発している管路などを優先的に更新しています。
委員長	<p>私の方から質問よろしいでしょうか。</p> <p>本年度予算の建設改良費ですが、水道事業については微増となっておりますが、下水道事業については約 2 億 7,000 万円の減になっています。国庫補助金の内示等の事情もあるかと思いますが、理由をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
事務局	国庫補助金の内示額によっても変わってきますが、工事内容や工事金額の違いと理解していただければと思います。
委員長	<p>工事内容の違いはあるかと思いますが、今後、建設改良費については平準化を図る必要があるとストックマネジメントにも上げられていると思います。</p> <p>令和 6 年度が例年より費用が多くかかったものなのか、令和 7 年度が例年より費用を抑えることができたのか、どちらの方が標準的な年度といえるのでしょうか。</p>
事務局	具体的に申し上げますと、小規模処理場遠方監視設備整備工事は、令和 7 年度～8 年度の 2 か年かけての工事になりますが、令和 7 年度では出来高が上がる見込みがないため、その工事費用は令和 7 年度予算には計上していないことが建設改良費減の主な理由です。
委員長	分かりました。では、令和 6 年度の約 6 億円が標準的な金額と理解してよろしいでしょうか。
事務局	やはり工事内容によって費用も変わってきますし、大規模なポンプや施設の改修工事となると費用も高額になりますが、令和 7 年度については、大きい改修工事が予算上はあげられていないことが例年より費用が減少となった要因であります。
委員長	工事内容などによって違うとは思うのですが、水道事業は年間あたり約 10 億円の投資が必要で、それに対して、下水道はそれより少ない投資で抑えられると理解してよろしいですか。赤穂市の動向を教えてください。
事務局	水道事業については、今年度は原水源地紫外線処理設備工事を実施しているた

	め、例年より予算上、建設改良費は高くなっていると思います。例年ですと、老朽化した管路・設備の更新工事のみの計上で抑えられているところが、例年と比べると増えています。
事務局	下水道事業については、今後、増加傾向になると考えています。現在は、施設の更新工事を進めているところですが、今後は管の老朽化も進み、管の更新工事の着手も必要となってきますので、今後の工事費用はさらにかかってくると考えております。
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>下水道事業については、今後、さらに投資費用がかかってくると、減価償却にも影響してくるかと思いますが、下水道使用料の改定により赤字幅が縮小される予定でもあります。引き続き、経営面について注視していきたいと思います。</p>
	他の委員の方、いかがでしょうか。
委員	<p>厳しい予算の中でやりくりするのは大変だと思いますが、今後、既設の管や施設の補修等をやっていくには、物価の高騰などにより今までと同じ予算規模ではできる事業がどんどん減ってくると思います。例えば、今年は管を 5km 直せたが、5 年後には同じ金額で 3km しか直せない事態に陥ってくると思います。水道も下水道もかなり老朽化が進んでおります。埼玉県の事故がありましたが、一旦破損してしまうと、補修費に何十倍もの費用が発生してきます。後になって、高い費用をかけるのか、先手先手を打って少ない金額で補修していくのか、こういった点についても考えていかなければならぬと思います。どこまでも独立採算だけでなく、起債や国からの補助なども考慮し、かかるものはかかると正直に提言していただき、10 年後にあの時やっておけばよかったなというようなことにならないよう私どもも検討していきたいと思いますし、事務局の方にも偽りのない正直なところで数字等をだして、検討していただけたらと思います。</p> <p>この間も横浜でゲリラ豪雨があり、マンホールが吹き上がるといった事態がありました。今後、赤穂市においても当然起こり得ることだと想定して、先手先手の費用のかけ方をしてほしい。繰り返しになりますが、10 年後、あの時やっておけばよかったなということにならないような施策を勇気を持って出していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>事務局の方から何かございますでしょうか。</p>
事務局	ありがとうございます。

上下水道事業につきましては、非常に厳しい経営状況でございます。赤穂市のみならず、日本中のどこの自治体も厳しい状況かと思います。現在は国土交通省が上下水道事業を所管しておりますが、国土交通省の考え方の一つとして、ウォーターPPPの導入(民間活力の導入)の検討を進められています。赤穂市もまず下水道事業につきまして、ウォーターPPPの導入検討について、今年度より着手したいと考えております。ただ全てを民間に委託するのではなく、部分的に委託することが可能なのかなどを含め、導入の可能性を検討したい。なぜなら、費用のみにならず、小さな自治体については技術力や技術職員が不足しがちという問題点もありますので、いろんな可能性を含めて検討したうえで、何が赤穂市の下水道事業にとって良いのかを判断する必要があると考えております。委員の仰る内容についても現場サイドとして理解しておりますし、日々、維持管理についても気をつけているところですが、地域が広く集落施設などもある事情もあり、なかなか限られた人数でどこまで把握ができるのかといった部分も課題ではありますので、今後についても我々も正直なところを皆さんにご提案させていただき、赤穂市にとって何が良いのかを本委員会で議論していただきたいと思います。議会の方でも、下水道事業について、全てを公共下水につなぐのではなく、合併浄化槽を導入してはどうかとの意見もいただきました。将来の人口状況なども踏まえ、どのようにして今の下水道事業を維持していくかが課題と考えております。

委員長

ありがとうございます。

整理しますと、1つは予算の制限がある、もう1つはマンパワーの制限があるということですね。マンパワーを解消するための1つの方法が民間企業の活用であり、国はウォーターPPPを推奨しております。特に下水道事業については、老朽管の更新工事に関して、ウォーターPPPを推進しないと補助金を出さないなどの方針が示されています。一方で、民間企業に関しても技術職員が不足していると指摘されています。6月下旬に国の在り方委員会の中間報告では、ウォーターPPPありきで事業を進めなければならないのか、国土交通省の方針に従って、個々の自治体独自でウォーターPPPを進めても大きな効果が見られないといった自治体からの意見もあったようで、むしろ広域化を図って、より広い地域でウォーターPPPを進めていく方針が示されていると思います。なので、ウォーターPPPを進めるからといって全ての問題を解決できるわけではないです。仰るように、今後の事業の在り方だとか、全ての地域に関してはこれまでどおりの設備を整備していくのか、いろんな事業の提供の仕方があるのか、そういう根本的なところについても今後、議論していかなければならぬと思います。

私も冒頭でも申し上げましたが、目的は安全安心なサービスを継続的に提供していくことで、目先の経営の収支の帳尻のために、施設点検や修繕、改築更新工事を先送りにするのは、先の大事故につながる可能性がありますから、そのようなことは是非ないようにしていただきたいですし、今後についても健全な修繕・

	<p>更新の計画を立てていただきたいと思います。</p> <p>他の委員の方、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>初めて出席させていただいたて、事務局の説明をお聞きして、改めてどれも大事な工事をされていること、処理場などについても通信に非常に経費がかかることも分かりました。こういったことを改めて皆さんに知ってもらい、当然広報などもされていますが、維持管理に経費がかかることや工事内容を何度も何度もお知らせしていただくことで、皆さんの意識も変わってくるのかなと感じました。</p>
事務局	<p>これまでの本委員会でもご意見いただいたのですが、赤穂市の上下水道事業の現状と課題を市民の方といかに共有することができるか、それが非常に重要であり、我々の発信力が試されていると思いますので、ホームページや広報誌だけではなく、いろんなチャンネルで情報発信していく必要があると考えております。今回のチラシの全戸配布についてもその一環となるのかなと思いますが、今後も様々な形で情報発信していきたいと思いますので、ご意見等ございましたら頂戴したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>昨年度、我々が答申した中で、市民への広報の在り方について、もっと力を入れてほしいと申し上げました。今後とも引き続き、情報発信の工夫をお願いいたします。</p> <p>他の委員の方よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>一律マイナス 5 円の部分の一般会計からの補填が実現したわけですけれども、答申の中では、それと同時に福祉の観点から低所得者への配慮などについても提案したと思うのですが、それについてはどのように話が進んだのか教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>答申書の中には、福祉施策や産業振興といったところで軽減できないかということでしたが、今回は、今の物価高については全ての市民や事業者に直面している問題かと思いますので、どなたかに特化した軽減策ではなく、全ての方に行きわたるような軽減策ということで、一律でマイナス 5 円といった形をとらせていただきました。今後についても、引き続いいろんな施策を検討する必要はあるかと思いますが、今回については、全ての方を対象とした減免策とさせていただきました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p>

	<p>他の委員の方はどうでしょうか。</p> <p>では、先に進めさせていただきます。</p> <p>最後に、次第4の「その他」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「その他」についてですが、在り方検討委員会の委員改選について説明させていただきます。本委員会の委員につきましては、規程で任期が2年と定められております。2年前の8月30日の第1回在り方委員会でみなさまには委員に就任していただきましたので、来月8月29日をもって任期満了となります。今回、新しく委員になられた方につきましても、前任者の残り期間が任期となっておりますので、全委員のみなさんが一旦、8月29日をもって任期満了を迎えることとなります。事務局では、次の委員の選出について考えているところですが、委員を推薦していただいている団体におかれましては、引続き同じ方を、または違う方をご推薦いただくこととなります。このメンバーでの本委員会は本日が最後となります。2年前に本委員会を立ち上げ、答申していただき、下水道使用料の改定まで漕ぎ着けることができました。改めて委員のみなさまにお礼申し上げます。と同時に、これをもって下水道事業の経営改善がなされたわけではありません。あくまでスタートラインに立ったというふうに我々としては捉えておりますので、引き続き、本委員会では下水道事業そして水道事業についても今後の経営について協議していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本来であれば、次の委員の皆様には、次回8月30日にお一人ずつ委嘱状をお渡しさせていただくべきなのですが、今のところ本委員会の次回開催予定が決まっておりませんので、委員になられる方については郵送で委嘱状を送らせていただくこととしますので、ご理解いただけたらと思います。委員の改選については以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からのご説明の中で、委員の方ご意見ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>本日の審議事項は以上になりますが、我々メンバーでの本委員会は最後になりますが、何か一言ありましたらお願ひしたいと思います。</p>
委員	<p>繰り返しになりますが、委員長も仰ったように、これで終わりではなくこれからが大変だと思いますので、時には厳しい視点で見ていくことも大事だと思いました。引き続きよろしくお願ひいたします。</p>

委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員の方よろしいでしょうか。質問等なければ、本日の議題は全て終了となりました。</p> <p>2年間、みなさん本当におつかれさまでした。</p> <p>それでは、事務局の方にお返しいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事はこれで全て終わりになります。</p> <p>みなさん2年間、本当にありがとうございました。下水道使用料の改定を行うことができましたこと、改めてお礼申し上げます。下水道使用料の改定については、自治会への説明を行うなど、いろいろな場で説明してきました。チラシをポスティングしている際には、玄関先にいらした方と直接話をさせていただく中で、皆さんからは、「高くなるのはしんどいけれど、老朽化した施設を直すためには仕方ないよね」というお言葉をいただいています。八潮市の事故をきっかけに、全国的に水道管の漏水や下水の陥没といったニュースが取り上げられるようになって、市民の皆様のご理解も深まってきていると感じております。これも本委員会でしっかりと議論してしっかりと練り上げた結果が、みなさんにも受け入れられてきているのかなというふうに思っておりますので、引き続き、この場で上下水道事業について協議していきたいと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>(午後2時55分終了)</p>

以上のとおり、令和7年度第1回 赤穂市上下水道事業在り方検討委員会の議事の次第を記録し、その内容の正確なことを証するためここに署名する。

議長 瓦田 沙季

署名委員 目木 敏彦